

資料 5 安全衛生対策要領

B 階段：基本構造と注意点

①角度は50度以下。
②★印の踏み板を設ける事。
③オーバーブリッジの角度は45度。

C 階段：特殊階段の基本構造と注意点

①角度は55～60度。
②★印の踏み板を設ける事。
③降りる時は後向き。

A 昇降装置：安全ブロック（１）

①安全ブロック等の塗装色・セット位置表示
(a)塗装色は、「赤」色とする。
(b)ブロック等をセットする位置が即確認できるように、セト範囲やピン穴の周囲を赤色に塗装する事。

B 昇降装置：安全ブロック（２）

②安全ブロック(バー・ピン)等の設置
(1)昇降装置には次の(a)～(c)に示す様な落下防止治具を設けること。
(a)リフター関係
リフター上昇でメンテナンスを行う時に、不意に下降しない様にストッパーとローラーの間に安全ブロックをセットする。
※安全ブロックを保管する場所を、リフター近辺に設けておくこと。

C 昇降装置：安全ブロック（３）

(b)エレベーター等の昇降装置関係
下図の様にエレベーター等の下でメンテナンスをする際の下降防止として、安全バーを差し込む。

D 昇降装置：安全ブロック（４）

(c)ドロップリフター等の大型昇降装置関係
大型の昇降装置の落下防止としては、下図の安全ピンを設ける。なお、安全性の向上という面から考えると、操作間違え等による不意の起動防止として、安全ピンにインターロック(LS)を取ることを推奨する。

B ロードー：開扉の安全プラグの停止範囲

(3)前項(2)の安全プラグの停止範囲
出入口扉から身体が届く位置に、ロードー・搬送装置・リフター等の作動時の危険領域がある場合は、それらの装置も停止する事。
なお、停止機能は非常停止を基本とするが、ライン構成その他の理由によりロードー以外の装置の非常停止が困難である場合は、関係部門（工場、保安、技術Gr.、安全等）の協議により決定する。

A ロードー：安全柵・出入扉

①ロードーの走行・昇降領域への進入防止
(1)ロードーの走行・昇降領域は安全柵(カバー等)で囲う事。但し、高所の走行領域等、危険点に身体の一部が容易に届かない場合は削除できる。
(2)昇降領域には、作業性・保水性等を考慮した安全プラグ(SP)付きの出入口扉を1ヶ所は設けるように配慮の事。

D 部品出入口の安全対策：マグネットの活用

扉開用シリンダと扉とをマグネットで吸着させ、扉「閉」時に作業者が挟まれた場合には、マグネットが外れて、扉はフリー状態になる。(扉「閉」端でインターロックを取る)

C 部品出入口の安全対策：スプリングによる挟まれの緩和

スライド扉を開用シリンダ間にスプリングを掛け、扉に挟まれてもスプリングの圧縮分は戻るようにする。なお、本対策は手・腕等については挟まれても潰される事は少ないが、頭等が挟まれると危険なので、圧力の弱いシリンダの使用を配慮の事。(扉「閉」端でインターロックを取る)

B 部品出入口の安全対策：テレスコピ式扉

前面扉が下から上昇する方法。
なお、1枚扉では収納スペースがない場合、2枚以上のテレスコピカバーを設ける。